

第3回 三重県社会的養育推進計画(1期)策定検討会議 事項書

令和6年8月19日(月) 15:00~17:00

アストプラザ 研修室A

- 1 座長あいさつ
- 2 委員の追加
- 3 三重県社会的養育推進計画(1期)に関する委員・オブザーバー委員の意見・要望について
 - 資料1 委員・オブザーバー委員の意見・要望
- 4 第2回策定検討会議における宿題
 - 資料2 福岡市と三重県の児童相談所の体制比較
 - 資料3 三重県の里親委託率の向上に資する取組
- 5 三重県社会的養育推進計画(1期)の骨子案について
 - 資料4 計画全体の根底に流れる考え方イメージデザイン(見直し案)
 - 資料5 三重県社会的養育推進計画の骨子案(事務局案)
- 6 三重県社会的養育推進計画(1期)の評価指標と関連指標について
 - 資料6 評価指標と関連指標ツリー図(事務局案)
 - 資料7 評価指標と関連指標の検討状況
- 7 意見交換
- 8 事務連絡

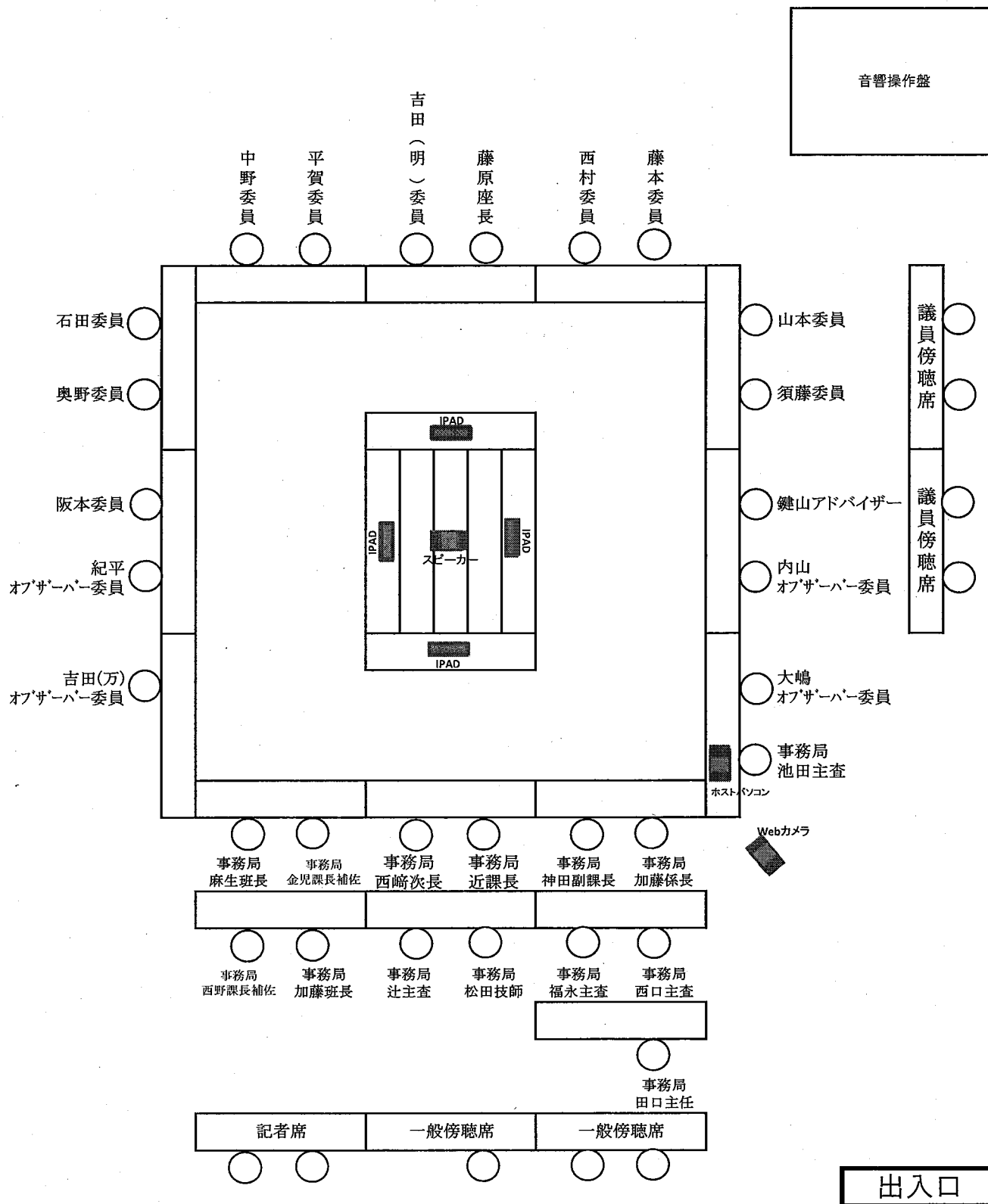
第3回三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議 委員・オブザーバー委員出席者名簿

分野		氏名	所属等
学識経験者 (有識者)	司法福祉・子ども家庭福祉	ふじわら まさのり 藤原 正範	日本福祉大学
	児童福祉・児童養護	よしだ あきひろ 吉田 明弘	皇學館大学 教育学部
社会的養育 関係者	乳児院	ひらが めぐみ 平賀 恵	乳児院ましろ
	児童養護施設	なかの としゆき 中野 智行	児童養護施設みどり自由学園
	児童家庭支援センター	いしだ れいこ 石田 礼子	児童家庭支援センター「あかり」
	里親	おくの さとし 奥野 敏	一般社団法人三重県里親会
	ファミリーホーム	さかもと しほ 阪本 志保	さかもとホーム
行政関係者	市関係	ほりかわ ゆり 堀川 友里	伊勢市 健康福祉部 福祉総合支援センター
	町関係	にしむら もとのぶ 西村 元伸	多気町 こども課
	教育関係	ふじもと しんいち 藤本 伸一	松阪市立飯南中学校
	児童相談所	やまもと たつや 山本 竜也	伊賀児童相談所
社会的養護 経験者	社会的養護経験者	すどう ゆい 須藤 唯	学生
	社会的養護経験者	きたわき たつお 北脇 達男	会社員
アドバイザー	社会的養護関係者	かぎやま まさお 鍵山 雅夫	里山学院
オブザーバー 委員	母子生活支援施設	きひら りえ 紀平 理絵	三重県母子生活支援施設協議会
	児童自立支援施設	うちやま のぶ 内山 忍	三重県立国児学園
	児童心理治療施設	よしだ まり 吉田 万里	児童心理療育施設 悠
	自立援助ホーム	おおしま ゆうじ 大嶋 祐司	自立援助ホーム つばさ

<欠席者>

社会的養護 経験者	社会的養護経験者	きたわき たつお 北脇 達男	会社員
事務局	三重県子ども・福祉部	にしざき すいせん 西崎 水泉	次長兼児童虐待対策総括監
		こん まさき 近 正樹	児童相談支援課長
		かんた わかこ 神田 和佳子	児童相談支援課 社会的養育推進班 副課長兼班長
		かとう ふじお 加藤 富士夫	児童相談支援課 社会的養育推進班 主幹兼係長
		ふくなが あき 福永 暁	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		いけだ ちはる 池田 智晴	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		にしぐち あや 西口 愛弥	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		たぐち さやか 田口 さやか	児童相談支援課 社会的養育推進班 主任
		かとう みゆき 加藤 美雪	児童相談支援課 児童相談支援班 班長
		つじ しょうへい 辻 昌平	児童相談支援課 児童相談支援班 主査
		まつだ なな 松田 奈々	児童相談支援課 児童相談支援班 技師
		かねこ とおる 金児 徹	家庭福祉・施設整備課 家庭福祉班 課長補佐兼班長
		あそう たかお 麻生 高央	家庭福祉・施設整備課 施設整備・ユニバーサルデザイン班 班長
		にしのみか 西野 三佳	子どもの育ち支援課 母子保健班 課長補佐兼班長
		さくらい あきら 櫻井 彰	障がい福祉課 サービス支援班 班長

第3回 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議 座席表



委員・オブザーバー委員の意見・要望

1 計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
基本理念について	藤原委員	前期計画と同じで良いと思います。	前期計画の承継	基本的には前期計画を承継するが、委員の意見を踏まえ修正することも可能である。
	吉田(明)委員	「…等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、【他者とのかかわりのなかで、】夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す」社会的養護の原理をふまえ、【 】を加えてはどうか。	前期計画の承継 「他者とのかかわりのなかで、」の追加	
	平賀委員	基本理念については前期計画の理念をひきついでいただいてよいと思います。	前期計画の承継	
	中野委員	「どのような家庭環境で育ったこどもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望をもって未来を切り開いていける社会を目指す。」 児童福祉法第三条の二項をイメージ図に当てはめて作成頂いたのだと思うのですが、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。 →子育て支援のステージ これは在宅児童の支援をどう規定するのか。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。 →保護 →できる限り良好な家庭環境 →緊急避難、家庭（的）養育のステージ 「どのような家庭環境で育ったこどもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望をもって未来を切り開いていける社会を目指す。」 →自立支援ステージという解釈をします。	子育て支援ステージでは、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者への支援が重要	この基本理念では、今の「社会」をある方向へ導くことを宣言しています。 社会を導くために、各々のステージで、あるいは、各々の関係機関等の連携において、何をすべきか迷ったり悩んだりしたときに立ち戻って見つめなおせるような普遍的で中心的なものが相応しいと考えている。 そのため、社会を導くために保護者への支援が必要であると判断されるのであれば、規定すべきであると考えている。

委員・オブザーバー委員の意見・要望

1 計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
	奥野委員	・基本理念については、このままで良いと思います。	前期計画の承継	基本的には前期計画を承継するが、委員の意見を踏まえ修正することも可能である。
	鍵山委員	理念は「前期計画の理念を継承」の一文がある方が、新計画ではないと分かるので、入れて欲しいです。	前期計画の承継 「前期計画の理念の継承」を追加	
	紀平委員	どのような家庭環境、という表現には、すでに良し悪しが隠れているように感じてしまいます。また、こどもだけではなく、親も支えていく必要があると考えるので、こどもだけではなく、親のことも応援していくということが伝わるようなものが良いと思いました。	前期計画の承継 「親を支える、親を応援する」を追加	
	大嶋委員	素晴らしい基本理念だと思います。	前期計画の承継	
成果指標の3本柱について	藤原委員	成果指標の3本柱は分かり易くて良いと思います。第2回会議である委員さんが発言されたように、「再発率0%」「進学・就職率100%」という強烈な表現は再度検討の余地があります（今のところ、代替案を持っています）。	成果指標は分かりやすい。 「再発率0%」「進学・就職率100%」の再検討	再検討する。 基本的に成果指標は、理想の姿に近づけていくため、「0%」「100%」という達成困難な数値を示したが、親子再統合の場面でも自立の場面でも、3年継続、5年継続、10年継続など継続的なアフターケア支援も重要である。 また、言葉の定義も重要であるが、数値以外の部分では対象から漏れてしまうのではなく幅広く支援が行き届くよう解釈できるようにしていきたい。
	吉田(明)委員	「自立支援→進学・就職率100%」で終結するのではなく、アフターケアの観点から「退学率」「離職率」までを見る必要はないか。	「進学・就職率100%」の再検討⇒「退学率」「離職率」	
	平賀委員	「親子再統合」が何を意味するのか定義づけと共通理解が必要かと思えます。自立が「進学」「就職」の2択でよいのか迷います。「0%」「100%」を目指すのは理解できますが、圧力感を感じてしまいます。	「親子再統合」の定義 「自立」＝「進学」＋「就職」の2択？ 「再発率0%」「進学・就職率100%」の再検討	
	中野委員	未然防止を予防的アプローチと改めるように意見が出たので予防的アプローチとするなら親子再統合はどちらかというと家族再統合、ファミリーソーシャルワークか。自立支援はリービングケアとカタカナ表記にするのがいいのか。	未然防止 ⇒ 予防的アプローチ 親子再統合 ⇒ 家族再統合、 ファミリーソーシャルワーク 自立支援 ⇒ リービングケア	
	奥野委員	基本的な成果指標としては、この3点で良いと思います。未然防止については、「良好な家庭層」から「潜在的な需要層」そして、「子育て不安層」へ移行することを防ぐための「未然防止」が、わかりやすい表現にしたほうが良いと思います。（欄外注釈等）	未然防止について、欄外注釈等を活用し、わかりやすい表現が求められる。	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

1 計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
	阪本委員	例えば、施設で育って進学もしたが妊娠、結婚をして扶養に入り、現在育児に励んでいる子を知っています。そういう元子どもは自立支援の成果指標には入ってこないのかなと疑問に思いました。自立支援→進学・就職率だけではない成果指標があると良いと思います。	自立支援 ⇒ 進学・就職率だけではない。(例えば、結婚もある。)	
	鍵山委員	言葉への意見になってしまいますが、2本は数字が入っているので、「潜在的需要0%」も示した方が良いと思います。図でも最終の「潜在的需要層」は無くなっているので、お願いします。	潜在的需要層が無い状態 ⇒ 潜在的需要率0%の設定	
	紀平委員	ことば以外の意見と言われていますが、ことばによるイメージは大きいと思うので、そのあたり、変更はあるのでしょうか。	言葉のイメージは大きい。	
	吉田(万)委員	親子再統合の再発率0%は現状と合わせて難しいのではないかと	親子再統合の再発率0%は達成困難	
	大嶋委員	成果指標が再発率0%、進学率・就職率100%とあるが、どの時点で集計し、過去どこまで遡って対象にするのでしょうか。	「再発率0%」、「進学率・就職率100%」の起点	
4つのステージによる途切れのない支援について	藤原委員	各ステージの名称はほぼ妥当だと思います(家庭的養育ステージの的をカッコ付けとするという修正意見が出て、事務局も了承されたと理解しています)。 「途切れのない」の中身を今後の会議でしっかりつめていきたいと思います(なるべく具体的に記述することを目指します)。	「家庭的養育」⇒「家庭(的)養育」 「途切れのない支援」について具体的な取組を記述する。	「途切れのない支援」については、4つのステージの境目を埋める施策を含め、各々の関係機関等が具体的に何をすべきか考え、それを踏まえて県の施策を具体的に記述できるよう検討する。 全体像のデザイン案については、関係者や県民の方への分かりやすさも含め修正を検討する。
	平賀委員	各ステージにおける支援メニューの例が入っていると具体性がみえるような気がします。また、ステージとステージのはざまは「線」で区切ることは難しく、グラデーションになっているように感じます。	具体的な支援メニューの記載 ステージ間は区切るのは難しい。	
	中野委員	具体的な支援策で何があるのか一般の市民にもわかるように標記したほうがいいのではないかと思います。	具体的な支援メニューの記載	
	奥野委員	・子どもの権利については、「良好な家庭層」も含めて保障するようにするように表現するほうが良いと思います。	子どもの権利については、全家庭が対象	
	鍵山委員	「親子再統合」は、施設入所と里親に関わるので、薄い白い枠を施設入所と里親・FHの間の白線をまたぐところまでもっていった方が良く思います。文字まで移動をすると重なるので、枠だけでもどうかと思います。	デザイン案の「親子再統合」の図の表示	
	紀平委員	ステージはあってよいと思いますが、良好な家庭層などの『層』にわけるところに疑問を感じるものの、代替案ができません。	「良好な家庭層」などの層に区分することに疑問	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

1 計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
関係機関等の連携による隙間のない支援について	吉田(万)委員	担当者の異動などで、途切れは発生してしまう。その子どもの背景や状況をよく分かっているキーパーソンが長く存在していることが望ましい。	担当者の異動による途切れが発生 長く関わるキーパーソンの存在が重要	「隙間のない支援」についても、関係機関等が具体的に何をすべきか、どのような連携が必要なのか考え、それを踏まえて体制づくりを含み県の施策を具体的に記述できるよう検討する。 全体像のデザイン案については、関係者や県民の方への分かりやすさも含め修正を検討する。
	大嶋委員	4つのステージの境目にいるケースも多く、際での手厚い支援の必要性を感じます。	4つのステージの境目の支援が重要	
	藤原委員	「隙間のない支援」の中身も、今後の会議でしっかりつめていき、より具体的に記述ができる方向で議論を進めたいと思います。	「隙間のない支援」の具体的な取組	
	吉田(明)委員	関係機関が、具体的にどのような形で連携し、「隙間のない支援」を行うのか？ 別途、その点だけを記した図が必要と思われる。	「隙間のない支援」の具体的な取組とその図の必要性	
	平賀委員	ステージとステージのはざまにおいて誰が支援をコーディネートしてつなぐ役割を果たすのか。ステージの移行を誰がどのタイミングで判断して周知するのか。各々の機関の機能、役割、考え方を理解してつなぐ役割をどこが担うのかを明確にしないとほざまで取りこぼす危険性があります。また、関係機関の円のうち「⑩施設」は障害児入所施設のみを指していますか？社会的養護の施設はどこに含まれますか？施設・里親・FHは同じ社会的養護の場として1つの円でもよいようにも思います。そして児家センは「NPO等」に含まれるのでしょうか…。	支援のコーディネート機能の重要性 関係機関の円の枠組み（児童養護施設、里親・FH、NPO、児童家庭支援センターなど）	
	中野委員	施設でも市町でも温度差があると思う。ベースになる支援を三重県として示しておくのいいのではないかな。例えば今回の改正で国から在宅支援で有効な支援を示されているが、29市町で取り組みは全く異なる。第三の居場所か児童育成支援拠点事業か取組の違いがあれど、在宅支援の思いが一つならば、ここは県内の全ての地域で実施するため、支援事業の担い手をこの計画の策定に盛り込んでいけば隙間が埋まった計画に策定していけると考える。	施設や市町が行う基本となる支援を県が示すべき	
	奥野委員	・各ステージにおける機関の役割(連携と変化で隙間を埋める)とあるが、変化とは、例えば施設の多機能化や里親の在宅支援、県や市町の一層の子育て支援など現行の役割のみではなく変わっていくことが必要という意味でしょうか。もちろん変化も必要ですが、機関の役割としては、連携と協働によって、隙間のない支援が構築できるように思います。	各機関の役割だけでなく、変化が必要となるのか。	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

1 計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
	須藤委員	子育て不安層の親子は、どこに助けを求めているのか全く分かっていない人もいて、自分が置かれている状況さえ理解できていない人が多いのではないか。関連機関だけが子育て不安層を支援しようとしても、なかなか支援に繋がることができない人がたくさんいる。 大人も子どもも含め、社会的養護に興味を持てるような活動を根気よく行い、社会的意識を変えていけば、子育て不安層に気付くことができ、一般のひとたちが無理なく子育て不安層を支援の窓口まで繋げてくれるのではないのか。現在、虐待についての認知は進んでいるが、虐待＝悪＝犯罪という厳しい認識だけではなく、周りの人たちにできることや、虐待してしまう人にもさまざまな背景があることに気付いてもらう。もっと世の中が優しい目線で子育て不安層を見ることができるようになり、みんなで支え合おうと思える教育を社会全体に浸透させていかなければいけない。	優しい目線で子育て不安層をみることができるよう、支え合おうと思える教育を社会全体に浸透させることの重要性	
	鍵山委員	現計画では基本理念の実現に向けて、福祉、医療保険、教育、雇用など関連する施策を総動員することとされていますが、十分とは言えないように感じていますので、この図なら総動員することが分かりやすくいいと思います。それぞれの機関がどのように重なり合って隙間を埋めるかは、大変重要だと思います。	それぞれの機関がどのように重なり合って隙間を埋めるのか	
	紀平委員	すき間のない支援を実現する上で、どこが、誰が、コーディネートするのが課題だと思います。市町のこども家庭センターがそれに近いのかと思いますが、理想をいえば各機関から1名ずつ参画してチームでできればより良いのではと考えました。	コーディネート機能が重要 各機関から参画したチームの編成	
	吉田(万)委員	それぞれの機関が責任を持つことの重要性。責任の押し付け合いにならないような支援	それぞれの機関が責任を持つことの重要性	
	大嶋委員	各ステージにおけるそれぞれの役割と責任、どのような連携が必要かを整理しなければいけない。よく施設入所の児童が家庭復帰する際に、地域の関係機関（児相・施設・学校関係・市町等）が集まりしっかり情報共有を行うようなイメージでチームとして見守り支援を行っていけると良いと思います。	それぞれの機関の役割と責任の重要性（チームづくり）	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

2 各ステージについて

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
子育て支援ステージについて	藤原委員	「子どもの権利」は、子育て支援ステージから緊急避難ステージに移行するときのみでなく、どのステージにおいても基盤とする必要があり、そのような考え方をイメージ図に反映させることができれば、と思います。 第1回会議で、「良好な家庭層」という言葉の見直しについて意見がありましたが、同感ですので、再検討したいと思います。「潜在的な需要層」という言葉も再考が必要です（本来需要がありながら外に発信できていないような問題をどうするかという課題があります）。また、あらゆる家庭がある時期には子育て不安を感じるという意見がありました。確かにそう思いますので、そのような考え方をイメージ図に反映させるか、工夫が必要です。	「子どもの権利擁護」の範囲（各ステージで） 「良好な家庭層」の言葉の見直し 「潜在的な需要層」の再考	市町の役割の重要性和県の市町を支える施策の必要性を踏まえた記述を検討し、「良好な家庭層」「潜在的な需要層」「子育て不安層」の層区分の見直しを行う。
	吉田(明)委員	成果指標「未然防止」を達成するうえで、市町の役割は重要である。市町の自律性は尊重されるべきだが、県として「どのように市町を支えるのか？そのための施策」を明確にする必要がある。	未然防止における市町の重要性 その市町を支える県の施策	
	平賀委員	ことば以外で…とのことですが、会議でもあがっていたように、私も「良好な…」ということばに抵抗を感じます。また、こどもの権利は社会的養護のみでなく、すべての層において守られるべきと思います。	「子どもの権利擁護」の範囲（各ステージで） 「良好な家庭層」の言葉の見直し	
	中野委員	日々の子育てを通じて負担や軽減が出来る施策を展開できるか。先を見通した子育てが出来るように、希望や夢が盛り込まれる支援メニューを描くことが重要ではないか	先を見通した子育てができるように、希望や夢が盛り込まれる支援メニュー	
	奥野委員	どのような家庭状況にも子育ての支援は必要なので、イメージデザインとしては、この表現にならざるを得ないと思います。	どのような家庭状況にも子育て支援の必要性	
	須藤委員	良好な家庭層→安定的家庭層	「良好な家庭層」の言葉の見直し	
	鍵山委員	初めは大きくあった「子育て不安層」が徐々に減り、「良好な家庭層」の割合が大きくなっているの、よく分かりいいと思います。しかも委員会で意見のあった、「殆どの家庭は子育て不安を抱えている」ように、「良好な家庭層」からも子育て不安の矢印が出て、支援の矢印も向いているので、いいと思います。	「子育て不安層」と「良好な家庭層」との関係 (子育て不安の矢印と支援の矢印)	
	紀平委員	どの層にどの世帯が属するのか、というところで、現場でどうアセスメントするのかが、課題ではないかと思いました。	「どの層にどの家庭が属するのか」現場のアセスメントの課題	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

2 各ステージについて

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
	大嶋委員	・会議でも出ていましたが「子育て不安層」「潜在的需要層」「良好な家庭層」ときれいに区分するのは無理があるように思います。子育てに大なり小なり不安がある家庭が大半だと思います。 ・在宅支援を継続することで緊急避難ステージへの移行を未然に防ぐのであれば、在宅支援のあり方もしっかり検討が必要だと思います。市町を中心に各機関がどうサポートしていくのか。	・どの家庭でも大なり小なりの子育て不安がある（層の区分の難しさ） ・市町を中心にどのようにサポートするのか、在宅支援の在り方の検討	
緊急避難ステージについて	藤原委員	あるステージから次のステージへの移行部分が点線になっていますが、途切れのない支援を行うという考え方をイメージするような表現方法はないでしょうか（代替案をもっていません）。	ステージ間の途切れのない支援の表現方法	一時保護と家庭復帰との長期化を解消するためにも、在宅支援を継続できるような社会的養育の制度と政策の必要性を記載する。また、「施設入所」と「里親委託」の線引きについては、国の策定要領が区分されているので線引きを行っているが、その必要性について協議願いたい。
	平賀委員	「親子再統合」の定義づけにもよると思いますが、枠がどこにかかるのか…また、施設入所と里親委託の間の線引きは必要なのか疑問です。	「親子再統合」の定義 施設入所と里親委託の線引き	
	中野委員	危機介入や保護をどのように進めていくのか、出来る限り在宅支援を継続できるようにするためには社会的養育の制度や政策を駆使して、あらゆる支援メニューを展開していくことが大切ではないか。	在宅支援を継続できるようにするための社会的養育の制度と政策	
	奥野委員	一時保護による子どもの安全確保と適切なアセスメントによるケースワークを行うことだということだと思いますが、このあたりを表現できればわかりやすいと思います。再発(破線)・統合(実線)のサイクルの真ん中には、③子どもの家庭支援体制の構築による支援によって再発を防ぎ、統合を促すことが必要だと感じます。	子どもの安全確保とアセスメントによるケースワーク 子どもの家庭支援体制の構築の必要性	
	大嶋委員	・一時保護（委託一時保護含む）のケースが増え、期間も長期化していると思います。一時保護と家庭復帰を繰り返す家庭も多いのではないのでしょうか。	・一時保護と家庭復帰の繰り返し（一時保護の長期化） ・施設入所と里親委託の線引き	
家庭(的)養育ステージについて	平賀委員	里親養育も施設での養育も、どちらも同じく社会的養護を必要とするこどもを養育していることを考えると、家庭養育と家庭的養育をあえて区別しなくてもよいのではないかと思います。	「家庭養育」と「家庭的養育」の区分	「家庭(的)養育」の言葉を整理し、子育て支援ステージから自立支援ステージにつながるリービングケアのステージと位置付け、親子再統合の課題と挑戦を記述できないか検討する。
	中野委員	社会的養護を活用しなければならなくなった要因からの回復、継続的な支援の中で児童との信頼関係構築、出身世帯との連携を通じて、生きる力を身に付けていくことが出来る。自立支援に繋がるリービングケアのステージだと思う。	生きる力を身に着けるステージ（自立支援につながるリービングケアのステージ）	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

2 各ステージについて

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
自立支援ステージについて	奥野委員	イメージとして【家庭(的)養育ステージ】を独立させているが、今後児童家庭支援センター等を中心として児童養護施設の多機能化や里親ショートステイを進める【家庭(的)養育ステージ】は、広く子育て支援ステージから自立支援ステージまでかかわるのが分かるデザインが良いと思います。 (現在のイメージ図でも読み取れることは可能です。)	「家庭(的)養育ステージ」は、広く子育て支援ステージから自立支援ステージまでかかわるステージ	
	鍵山委員	(的)に違和感を覚え確認し、公開されるものなので、意見します。 文言になってしまいますが、施設と里親の整備の「社会的養護の課題と将来像」が、「新しい社会的養育ビジョン」で在宅支援から含まれて「社会的養育推進計画」になりました。しかし、近々の“子ども家庭庁”「社会的養育推進に向けて」(R6, 6)P2「社会的養護の基本理念と原理」の社会的養護の原理①～⑥からいうと、このステージ名称は“社会的養護”でも良いかと思います。また、このステージの流れから避難していた児も含めて家庭的に養育するという意味で、そのまま「家庭的養育」で構わないと思います。おそらく意見された意味は、家庭(的)養護のことを言われ、同P2社会的養護の基盤づくりでも示されているように、それでは施設か里親かになり、一般家庭は含まれなくなるかと思います。さらに修正された家庭(的)養育は、何をすみ分けするために(的)にしたのか?になると思います。	(的)によるすみわけの意義 「社会的養護」あるいは「家庭的養育」	
	大嶋委員	親子再統合について、施設で感じる課題としては、ケースにより異なるが、保護者側の要因により家庭復帰に向けた準備や環境が進まないことが多いように思います。特に精神疾患を抱える保護者だと、再構築に向けた計画にのれないことも多々ある。また子どもとの向き合い方がわからなくなっている保護者も多く、どこまで介入していくかが課題。また、家庭復帰へのサイクルが早くなっている分、再構築にあまり時間がかけられないケースも増えている。	保護者により家庭復帰に向けた準備や環境が進まない 子どもとの向き合い方が分からない どこまで家庭に介入していくのか課題 家庭復帰へのサイクルが早い⇒再構築に時間をかけられない	
自立支援ステージについて	藤原委員	緊急避難ステージから家庭的養育ステージへの移行時は「措置」と行政機関の判断がありますが、家庭的養育ステージから自立支援ステージへの移行は同じ施設あるいは里親の下で行われます。その移行がどの段階で行われ、その中身が何かを明確にしておく必要があるように思います。	「家庭(的)養育ステージ」から「自立支援ステージ」へ移行する段階の明確化	「自立支援ステージ」では、自分たちの将来を考え、準備を始めるステージであり、子どもたちに投資していく考え方を含め、どのような支援の在り方があるのか協議いただき、検討を深める。

委員・オブザーバー委員の意見・要望

2 各ステージについて

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
	平賀委員	1・(2)でも記入しましたが「自立」とは何をもって「自立」とするのか… どういう状態を「自立」と考えるかは共通理解が必要かと感じます。「自立支援」が進学・就職年齢に限られたイメージになっていないか、気になります。進学・就職することは手段の1つだと思います。指標としては有用です。ただ、「自立支援」はそれだけではないということを共通認識として押さえていただきたいと思います。	「自立」の考え方 「進学」や「就職」は「自立」の一つ	また、子どもたちがどのように「自立」していくのか=自分の将来像をデザインできる力をどのように養うのか関係者で協議願いたい。
	中野委員	就労、進学の定着100%を目指す計画は素晴らしいことだと思う。より現実のものとしていくために支援内容、メニューを取り揃えて、児童と支援者が選択できるように計画の整備をすること。進学したら学費で借金を背負う体質を改めて、社会的養育として子ども達に投資していく考え方がいと思う。自分の将来を考えるための時間に活用できるステージにしていきたいです。	就労・進学の定着を目指し、実現するための支援メニューをそろえる 子どもたちに投資していく考え方 自分たちの将来を考えるためのステージ	
	鍵山委員	最終黄色が0になり、皆が自立を果たす図なので、良いと思います。	「自立」を果たすイメージ図	
	大嶋委員	保護者からの援助が見込めない状況で大学進学を希望する場合、奨学金制度はあるが、入学金・授業料だけでなく生活費を含め金銭的な課題がとても大きいように思います。	進学する場合の生活費を含めた金銭的な課題	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

3 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の構成案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
総論の部分について	藤原委員	構成は良いと思います。「途切れない支援」「隙間のない支援」の書き込みが最大の課題です。	「途切れない支援」と「隙間のない支援」の書き込みが重要	「途切れない支援」や「隙間のない支援」の具体的な記述が重要であることを認識し、目標設定やPDCAサイクルの手法にも言及していきたい。 また、「子どもの権利擁護への支援」と「代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障」については、ステージを超えた重要かつ基本的な考え方であるため、総論として位置付けていきたい。
	吉田(明)委員	・「途切れない支援」「隙間のない支援」のために、関係機関相互の具体的な連携策とその行政責任について記述する必要がある。 ・現実には、潜在的ニーズへのアプローチをふくむ未然防止策は、計画策定後も継続課題になると思われる。このような状況を鑑みると、前回計画の数値(代替養育を必要とする子ども数の見込み)には手をつけるべきではないと考えている。	「途切れない支援」と「隙間のない支援」では、具体的な連携策と行政責任の記述 子どもの数など継続的な課題	
	中野委員	計画を策定したらどのように進行管理していくといいのか。子どもの育ちを保障する計画なので、数値目標が子ども子育てに関わる全ての人に夢と希望を示すことが出来るようにしていきたい。	子どもの育ちを保障する計画 子ども子育てに関わる人に夢と希望を示す目標数値	
	奥野委員	・事務局案では、計画の全体像【国策定要領(1)】の中に子どもの権利擁護への支援【国策定要領(2)】・代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障【国策定要領(7)】等が含まれているが、この2点は、各論の具体的な取り組みとして記載した方が良いと思います。 総論としては、 1. 初めに(基本方針・基本的な考え方) 2. 計画の全体像 3. 子どもの数の見込みと評価指標・関連指標 各論に要領(2)・(7)を具体的に記載するほうが読みやすいように思います。	「子どもの権利擁護への支援」と「代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障」は各論へ	
	鍵山委員	また用語になってしまいますが、計画策定要領全体像でも書かれているように、計画全体のPDCAサイクルが必要で、この示し方だと「子ども数の見込み」だけのPDCAにみえるので、「計画全体の評価指標・関連指標」としていただきたいです。総論の項目は意見がありません。	「子どもの数の見込み」のPDCAサイクルに見える	
	大嶋委員	数の見込みについて、代替養育が必要と判断する基準は何か定めているのでしょうか。	代替養育が必要となる判断基準	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

3 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の構成案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
各論の部分について	藤原委員	構成は良いと思います。	各論の構成	「児童相談所の強化等に向けた取組」では、それぞれのステージで隙間を埋めるピースとして体制強化をイメージしており、委員間で協議願いたい。 また、「障害者入所施設における支援」も施設のの一つとして障害児の隙間を埋める支援を委員間で協議願いたい。
	吉田(明)委員	その重要性が認識されながらも、現実として「自立支援」は簡単ではない。したがって、“成功例”の検証などを通じて、「自立支援」を可能にするための条件を明らかにし、具体的な手立てならびにそれを支える政策に反映させる努力が必要だ。「課題解決に向けた調査・研究」の対象にしてはどうか？	「自立支援」の道は険しい。成功例の検証が必要である。 「課題解決に向けた調査・研究」の一つ	
	中野委員	意見を言えない子ども子育てに関わる声をどう聴きとっていくか、子育て世代の声、支援を必要とする妊産婦の声、一時保護をする側の声、保護される側の声、里親子の声、施設関係者の声、社会的養護から自立支援していった子の声、これから自立を迎えていく子の声、児関係者の声、障害児童の声、保護者の声、関係者の声。それぞれの立場の意見をしっかり聞いて整理する、制度や施策の狭間に無いか検証する。誰しも失敗のくり返しの上に成功がある。推進計画策定もこの気持ちを大事にしたい。	様々な当事者の声をどのように聞き取っていくのか、どのように反映していくのが重要。失敗から学ぶ成功への道筋。	
	奥野委員	・上記総論部分についてに記載しましたが、【国策定要領(2)・(7)】については、各論で具体の記載をした方が読みやすいと思います。	「子どもの権利擁護への支援」と「代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障」は各論へ	
	鍵山委員	(1) 市町が当然この位置にきますが、市町を支え協働する(7)児相が(2)にきた方が、つながりが分かりやすいかと思います。 (8) 障害児入所施設における支援は、現計画策定要領(11)留意事項でも、障害児福祉計画や地域福祉計画など、施策の連携と整合性をとるよう留意することとされていますが、現状はどのようになっているのか分かりません。障害児が多くなった児童養護や乳児院でも障害児施設とは距離があるように感じます。本検討会で障害児施設もどのように隙間を埋めるのかが分かると思います。障害は早期発見、早期治療が重用ですが、まだまだ障害へ社会的理解が不十分だと思います。各論の項目は了解です。	(7)の「児童相談所の強化等に向けた取組」の位置 (8)の「障害児入所施設における支援」の障害児施設の隙間を埋める支援 (早期発見と早期治療の重要性と社会的な理解の必要性)	
	大嶋委員	施設の高機能化及び多機能化に向けた取り組みについて、各施設で検討し計画している状況のように思いますが、三重県としてどのような機能をどれくらいの数で必要としているというようなものはないのでしょうか。	県が必要とする施設の高機能化及び多機能化の数	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

3 三重県社会的養育推進計画(1期)の構成案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
「検討すべき課題」、「調査・研究」、「情報の収集・発信」について	藤原委員	課題は非常に的確です。ただ、いずれも難しいです。項目ごとに現状がどうか、困難はどこなのか、その解決に何が必要かなどを明らかにする必要があります。委員・オブザーバーで十分な情報を得ることが困難な部分は、もっとも適当な関係者を招聘するとか、事務局が会議と会議の間に現地に行き話を聞いてくるか、などの手立てが求められます。 PDCAサイクルも言葉で言うだけでなく、どういうことを実行していくのか具体的な行動の指針を示しておく必要があります。	検討すべき課題は非常に難しい課題 関係者の招聘、現場の声の聴取などが必要 PDCAサイクルの実行を担保する具体的な行動指針の必要性	この「検討すべき課題」は、早期に解決するには難しい課題であって、重要であるものを列挙し、次の計画策定検討までの約4年間で解決の方向性を見定める項目として位置付けている。 ある程度、課題を絞り込み、重点的に調査・研究し、併せて情報収集・発信することによって、関係者の意識を持続させていく。
	平賀委員	・代替養育を必要とするこどもの数のうち「潜在的な需要」がどれくらいあるのか。資料7にある以外に、要対協にあがらないケースで、保育園、学校、民生委員が気にかけているケース、県が「ヤングケアラー」として把握しているケースもあるのではないかと思います。県内の特定妊婦の状況。産前産後事業の利用状況も考慮が必要です。 ・一時保護の充足状況について。 ・里親委託について。「不調にならない委託」をめざすにはどうしたらよいか。 ・特別養子縁組の親子への支援の継続について。 ・現在の三重県の在宅支援の体制と状況。どのような事業や支援が活用されていて何が足りないのか。	「潜在的な需要」には、様々なケースがある。 ・要保護児童対策地域協議会に把握できていないケース ・保育園、学校、民生委員が気になるケース ・ヤングケアラー、特定妊産婦など 検討すべき課題として、 ・一時保護の充足 ・里親委託の不調 ・特別養子縁組の継続的な支援 ・在宅支援体制と現状	
	中野委員	権利擁護や意見表明の仕組みを充実させ計画し、財源の確保を県が示し、力開発や再チャレンジ支援の基金創設に向けた内容を計画に盛り込む。人材育成や人材確保はすぐに解決できる問題ではないので、人材確保策と人材育成策は1期計画スタート時から進めていけるように検討すべきではないか。 課題解決のための調査研究は計画のスタートとともに実施すべきであると思う。県内の大学や研究機関の協力を得て、三重県の社会的養育について調査研究をすべきだと思う。 情報の発信収集について、三重県の近隣県やこども家庭庁とも連携し、推進計画の進行管理について情報を共有し、各市町や関係者への情報発信を通じて周知を進めてほしい。	権利擁護、意見表明の仕組みの充実 県の財源確保と基金創設 中長期的な人材確保策と人材育成策 調査研究は大学や研究機関と協力 情報の収集・発信は、近隣府県と国の連携し、各市町や関係者の周知	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

3 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の構成案について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
	奥野委員	・現行の推進計画では、具体的取組ごとに課題を記載していたと思いますが、今回は課題を最後に共通した基本的な課題をまとめて、記載することになるのでしょうか。また、各取組の課題については、取組ごとに具体的記載をする方が分かりやすいと思います。	具体的取組ごとに課題を記載	
	鍵山委員	○(1)現在の課題に「テーブルに上がらない潜在ニーズ」の追加をお願いします。ヤングケアラーも「勝手にヤングケアラーと決めつけないで欲しい」「自分は親を見ているだけ」性虐も「これが普通の家庭」と認識するなど、本人自身も気付いていないケースだと、表に出ることもありませんが、見つけていくのが必要だと思います。 ○(2)PDCAサイクルによる検証は一つの課題項目として取り上げていただき、ありがたく思います。	・「テーブルに上がらない潜在ニーズ」を課題に追加 ・PDCAサイクルによる検証	
	大嶋委員	子どもの意見表明について、必要であることは大前提ですが、施設としては子どもの意見表明の内容(状況を理解できていない自己中心的な意見)によって混乱することもあると思います。ある程度は意見表明の想定や客観性の担保、組織的な対応方法も考えていかなければいけないと思います。	子どもの意見表明の内容によって施設が混乱する可能性がある。 意見の想定、客観性の担保、組織的な対応の必要性	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

4 評価指標と関連指標について

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
指標の目標設定の有・無について	藤原委員	今の段階では、事務局の考えていることを基本にしたいと思います。ただ、総論・各論が煮詰まってくる中で、目標設定は変化してくる可能性があるように思います。	目標設定については、総論・各論の議論によって変動あり	目標設定については、指標間での関係が複雑化（一方で数値が上がると、他方で数値が下がるなど相関関係が絡み合う状況）するため全ての指標の目標設定を考えていない。重要な指標を選択して目標を設定し、残りの指標は数値だけ把握する方向で計画づくりを行いたい。4年経過後に数値の動向を把握して、目標設定の可能性を検討する方向で考えたい。また、数値化できるものと数値化できないものがあると想定するが、委員間で協議願いたい。
	吉田(明)委員	「潜在的な需要率」算出方法として、要対協が扱っているケースを根拠とする考え方は理解できる。要対協にあがっていないケースをも含めるならば、実際の「潜在的な需要率」はさらに高くなると思われる。	「潜在的な需要率」の算定方法について、要保護児童対策地域協議会で取り扱っていないケースを含めると高くなる。	
	中野委員	策定要領にある評価のための指標について それぞれの数値の持つ意味に応じて数値が向上できるように評価指数は設定したい。（研修受講や実施回数、事業実施状況など） 子どもの利用度、満足度、理解度など割合をどう数値化するのか基本的な考えを聞きたいです。 指標の持つ意味を大切に目標設定の運用してほしい。	評価のための指標について、数値の意味に応じて設定すべき 子どもの利用度、満足度、理解度の数値化の基本的な考え方	
	奥野委員	・PDCAサイクルによる進捗管理には、数値化された指標や目標設定が不可欠だと思います。	PDCAサイクルの進捗管理にとって目標設定は不可欠	
	阪本委員	指標の目標設定は有りのほうが良いと思います。	指標の目標設定は必要	
	鍵山委員	必要と考えますが、根拠とするデータがそろえばです。	根拠データが揃えば必要	
	紀平委員	目標設定が有ることで、計画を実現していく推進力になると思うものの、今の三重県の実情に基づいた目標設定が必要だと思います。 各市町などで事業として整備が必要なものについては、目標設定が必要と感じます。	計画実現の推進力のためにも目標設定は必要 三重県の実情に基づいた目標設定 特に市町の事業を整備するうえでは設定は必要	
重要な指標（目標設定が必要）について	藤原委員	「親子再統合」「自立支援」の重要な指標としてどういうものが提案されるかを楽しみにしています。	「親子再統合」、「自立支援」の重要指標	重要な指標については、指標の絞り込みも含め委員間で協議願いたい。 子どもの数の見込みについては、検討すべき課題に位置付け、どのような数値をどのように把握していくのか調査研究を進めていきたい。
	吉田(明)委員	「関係機関等の連携率」の算出方法を示教いただきたい。	「関係機関等の連携率」の算出方法	
	平賀委員	・市町の子育て支援事業の実施数 ・社会的養護のこどもへの入所理由の説明 ・親子再統合支援の実施状況	重要な指標 ・市町の子育て支援事業の実施数 ・社会的養護のこどものへの入所理由の説明 ・親子再統合支援の実施状況	

事項	委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
	中野委員	5年先どうなっているか計画とかけ離れた時に、5年前の計画をバツサリ切り落とすことがないように目標を設定し、進行管理してほしいです。	計画との乖離における進行管理	
	奥野委員	未然防止のために市町の要対協での取り扱い件数や児童家庭支援センターが関わる相談件数などを参考にその中からどれくらいが社会的養護に移行したかを調査し、必要な子どもの数の見込みに包含すべきだと思います。また、代替養育のパーマネンシー保障のため、里親登録数・ファミリーホームの開設数や里親委託率について目標設定と進捗管理を行うことが必要だと思います。また、里親支援や地域支援など児童養護施設の多機能化についても支援事業をどれくらい行うかの具体的な目標が必要だと思います。	子どもの数の見込みに、要保護児童対策地域協議会の取り扱い件数や児童家庭支援センターの相談件数から社会的養護への移行割合を加えるべき 里親登録数、ファミリーホーム開設数、里親委託率の目標設定と進行管理 児童養護施設の多機能化の目標設定の必要性	
	鍵山委員	○数字だけではなく、その効果をどう図るか、が必要です。 アドボケイトの研修、こども家庭支援センターの設置数等。 ○代替養育の見込み数 要支援、要保護児童数をどのように出すのか。潜在ニーズとなる閉鎖された家庭内の問題を掘り起こす方法は、学校・幼稚園・保育所を中心に聞くのが第一で、就学前の幼保へも通っていない子どもの状況確認が第二かと思っています。その後母子手帳もない妊娠期の母等に対する呼びかけができればと思います。	効果測定が必要 (例) アドボケイトの研修、こども家庭支援センターの設置数 代替養育の見込み数(潜在的ニーズの掘り起こし) 第1 学校・幼稚園・保育所 第2 就学前の幼保に入所していない児童の状況把握 第3 母子手帳のない妊娠期の母	

委員・オブザーバー委員の意見・要望

5 その他

委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
藤原委員	Ⅲ(3)で書きましたが、次のような団体を、そのテーマが中心的課題となる会議に招聘するか、その会議までに事務局による調査をお願いします。 1. 権利擁護と意見表明 ・三重県弁護士会子どもの権利委員会 ・子どもアドボカシーセンターMIE 2. 障がいのある子ども ・障害児入所施設 3. 妊産婦 ・みっくみえ ・保健所あるいは助産師会	<招聘・調査依頼> 1. 権利擁護と意見表明 ・三重県弁護士会子どもの権利委員会 ・子どもアドボカシーセンターMIE 2. 障がいのある子ども ・障害児入所施設 3. 妊産婦 ・みっくみえ ・保健所あるいは助産師会	どの段階で招聘したり、調査を行うのか相談し決めていきたい。
吉田(明)委員	・前回委員会において、鍵山アドバイザーより、「90%以上の子どもが通告相談を受けながらも在宅支援とされている。こうしたことも議論して、この計画の中で在宅支援のあり方も示してもらいたい」（第2回検討会議事録）という指摘があった。不適當ながら「在宅支援」支援となっているケースはないのか？ ・社会的養護の理念として「親子再統合」は否定できない。しかし、それが「家族主義」をつよめる恣意的な政策に利用された場合、「親子再統合」は家族イデオロギーとして作用する。したがって、「親子再統合」を前提としながらも、「家族に勝るものはない」という考えを乗り越えた「人間どうし水いらず」（溝上泰子）を理念とする社会的養護のあり方をめざすべきであろう。	・不適當ながら「在宅支援」となっているケース ・「家族に勝るものはない」という考えを乗り越えた「人間どうし水いらず」（溝上泰子）の理念	・不適當な「在宅支援」のケースについて、把握していないが、事例として存在する可能性はある。 ・家族イデオロギーとして作用しないよう記述に細心の配慮を行う。
中野委員	自立支援ステージについて 自立支援を推進していくには関係者の連携、情報共有、役割分担が重要だと思います。課題のある児童の自立支援は専門的知見に基づく助言を受けて児童福祉と障害福祉の制度の違いを関係者は十分理解した上で進行管理していくことが大切かと思えます。社会的養護の入所児童も今や中学生年齢からが多くなり、生まれも育ちもばらばらで進学できても、就職できてもミスマッチだと辞めていくのも早いです。自立支援で進学・就職率100% 3年維持するのは至難の業です。組織的に多職種連携で取り組みことが大切かと思えます。	自立支援ステージについて 自立支援を推進していくには関係者の連携、情報共有、役割分担が重要 自立支援で進学・就職率100% 3年維持するのは至難の業 組織的に多職種連携での取組の重要性	「自立支援」は、子どもの将来はもとより、同じ境遇を繰り返さないためにも重要な支援の一つであり、具体的な支援策について委員間で協議願いたい。

委員・オブザーバー委員の意見・要望

5 その他

委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
奥野委員	・イメージデザインや構成案など短い時間でここまで、練りこんだ事務局案をご提示いただいたことに感謝いたします。 ・文書での意見要望の提出・回答は、委員の情報共有には有効だと思いますが、個別の内容については、なかなか思いが伝わりにくいと思います。お忙しいとは存じますが、前回行っていたようにオンラインで意見交換ができればありがたいと思います。	・オンラインによる個別内容についての意見交換（要望）	作業部会では、数値の把握などの作業段階から意見聴取の段階に移行する際にオンラインによる意見交換を行いたい。
阪本委員	現在すでに認定、登録を受けている里親・FHの稼働率をあげていくためにどんな工夫、仕組み、支援が必要なのか。難しいと言われる子どもでもどんなサポートがあれば余地があるのか。また不調といわれる形で里親・FHの元から措置変更があったことに関しても、単に里親・FHの力量不足ではなく、そこにどんな支援、手立てがあればよかったのか。検証し、議論し、アイデアを出してそれが里親、FHを支えるメニューにつながっていけば良いと思います。 研修で静岡市の取り組みを聞いてきました。未委託里親は1～2世帯ということですが。また登録前研修、その後のフォローを含め質の高い里親を育てる仕組みがあることを感じました。先進的な取り組みを行っている自治体から学ぶことは多いと思います。 里親・FHの活躍の仕方のもっといろいろあって良いと思います。一つの小さな家族がやっていることなので、家族のライフスタイルの変化で、できる養育の形も変化するのが里親・FHです。長期養育を受ける里親・FH、短期専門、高年齢児、低年齢児、一時保護、ショートステイ、他の里親・FHのレスパイト専門…。活躍の在り方はたくさんあることを里親・FH自身も、また社会的にももっと知られると良いと思います。	里親・FHの力量不足ではなく、そこにどんな支援、手立てがあればよかったのか検証し、議論し、アイデアを出して里親、FHを支えるメニューにつながっていけば良い。 静岡市の取組では、未委託里親は1～2世帯で、登録前研修、その後のフォローを含め質の高い里親を育てる仕組みがある。 里親・FHの活躍の仕方のもっといろいろあって良い。	里親・FHへの支援において何が不足しているのか要因分析を行い、支援につなげていきたいが、要因のデータ化がなされていないため、その部分から取り組む必要がある。 先進的な事例（チャレンジ的なものも含む）には学ぶべき部分が多くあるが、重要なのは効果検証であり、真の効果を聴取する必要がある。 社会全体の理解を促進させるためにも、里親・FHの活躍する場面を広げられるよう検討する。

委員・オブザーバー委員の意見・要望

5 その他

委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
鍵山委員	○今回の隙間のない支援体制、この実現に尽きます。教育・福祉・医療を中心とした連携が構築されるような計画にしたいです。 ○現計画の進捗状況を分析したうえで本計画の策定をするべきでしたが、分析をする時間の余裕がありません。現計画の進捗状況で、県が考える大きな問題点があれば示していただきたいと思います。修正すべき点と加速する点は何か。 ○前回より時間がかなり短い本検討委員会ではありますが、より多くの委員さんから「できること、できないこと」の意見を言っていただき、「できないこと」をどこが請け負えるか？を検討することで、隙間を埋めていくことが果たせるかと思っています。前委員会当事者として出席した当施設出身委員が「施設や里親の整備はするべきだが、その前に自分たちのように家庭から離れることがないようにして欲しい。」の意見をかなえるのが、親子分離で苦しんだ親子を見てきた我々の使命と思っています。 ○隙間のない支援体制を構築するには、多様な受け皿を用意するべきで、またどのような受け皿が必要かを協議するために、県内児童が抱える問題を提示していただきたい。 ○子どものアドボケイトには、適切なアセスメントとソーシャルワーク力が求められ、求められる資質が高いだけに、どのように人材育成をするかが問題です。 ○適切なアセスメントを作成し関係者が共有する場も時間もないように感じており、また特に長期の在籍、或いは長期の委託児のアセスメントの見直しもできてないと思うので、解決する策が求められます。 ○近年外国人の数が増加し、ここ数年各県別人口比の外国人割合は、三重県が全国4位に位置し続け、しかも定住者が増加しているという。（総務省調査、日本経済新聞より）今後社会的養護の内容が大きく変わることも予想されるので、定期的にニーズを検証する必要があります。	○隙間のない支援体制では、教育・福祉・医療を中心とした連携が重要 ○現計画の進捗状況で、県が考える大きな問題点 ○委員から「できること、できないこと」の意見 「できないこと」をどこが請け負えるか？を検討する。 ○隙間のない支援体制を構築するには、多様な受け皿を用意するべき ○子どものアドボケイトには、適切なアセスメントとソーシャルワーク力が必要 ○適切なアセスメントを作成し関係者が共有する場も時間もない（アセスメントの見直しもできてない） ○外国人の数の増加に伴う定期的なニーズの検証の必要性 ○本計画の5年経過後も、ニーズに応じた改修工事や増築工事の必要性 ○日本は諸外国に比べて家庭外養護委託割合が低い。 さらに在宅支援を追いかけるのではなく、今抱える在宅支援の問題を分析し解決するべき	○隙間のない支援体制では、学校の役割が重要であることから、第3回会議から委員を追加する。 ○現計画での進捗で大きな問題としては、里親委託率が30%前後で停滞していることと一時保護専用施設の整備数が伸び悩んでいることである。 ○協議の進め方として、各々の関係者でできること、できないことを出し合う方法は計画づくりにおいて有効である。 ○隙間を埋める方法として、多くの関係主体が連携する方法と各々の関係主体の連携の輪を広げていく方法があり、役割と合わせて検討する必要がある。 ○子どものアドボケイトには、相当高い能力が求められ、子どもの環境づくりと合わせ支援策を検討する。 ○外国人の対応は、言葉の壁だけでなく、生活環境や生活習慣など生活文化面で異なることも多いため、ある程度の受入れ環境を整える必要がある。 ○本計画では、児童養護施設等の施設整備（大規模修繕等以外の整備）については、小規模化・地域分散化が令和6年度でいったん落ち着くので、計画の作成を行う予定にない。（施設ヒアリングの結果）

委員・オブザーバー委員の意見・要望

5 その他

委員名	意見・要望	意見・要望の要約	事務局の考え
	○本計画により5年かけて基礎を作りながら取り組んでいけるものは積極的に進めるのですが、5年経過後も引き続き継続してニーズに応じた計画の改修工事や増築工事をするように求めます。 ○日本は諸外国に比べて家庭外養護委託割合の低さがあります。「Thoburnの報告[10]」によれば、18歳未満家庭外養護委託割合（18歳未満1万人に対する割合）は、日本（2005年）17に対して、英国（2005年）55～71、米国（2005年）66、デンマーク（2004年）104、フランス（2003年）102、ドイツ（2004年）74となっており、欧米諸国は日本の3～6倍の子どもが家庭外養護に委託されている。」（以上保健医療科学 2021上鹿渡和宏：早稲田大学人間科学学術院・社会的養育研究所）在宅支援を中心とする計画ではありますが、今でも諸外国に比べればかなりのケース在宅支援をしている国と言えるので、急ぎさらに在宅支援を追いかけるのではなく、今抱える在宅支援の問題を分析し解決すべきと考えます。		○親子再統合により在宅支援に移行した場合であっても、再発を予防する継続的な支援が必要であり、令和6年度から保護者新プログラムの導入を促進しているところである。在宅支援の課題については、本計画の検討すべき課題として、その把握方法の検討を進める。
吉田(万)委員	・県として人材確保、人材育成についてはどのように進めていくのか、すぐに人材育成することは難しいので、今ある資源や人材をどのように活かしていくのか知りたい。 ・子どもの意見表明は大切なことと思いますが、子どもの意見表明だけで決めていくのは危険、大人が総合的な判断や決定をすることも子どもに理解してもらう必要を感じる。 ・前回の会議でもお伝えしたように、教育は子どもに大きく関わると思う。福祉と教育の連携は欠かせないので、どこかに盛り込んでもらいたい。	・県として人材確保、人材育成についてはどのように進めていくのか。 ・子どもの意見表明だけでなく、大人が総合的な判断や決定をすることも子どもに理解してもらう。 ・福祉と教育の連携は欠かせない	・人材の確保、人材の育成は、どの分野においても課題であり、働き方改革など職場の環境づくりが求められている。 ・子どもの意見表明については、能力開発や子どもの理解度など課題が多いが、改善の繰り返しが必要と考えている。 ・学校関係については、第3回会議から委員として追加する。

福岡市と三重県の児童相談所の体制比較 (令和5年度(令和4年度実績))

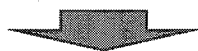
区分	項目	福岡市	三重県
基礎データ	面積 (km ²)	343.47	5774.48
	人口 (人)	1,633,502	1,742,703
	児童人口 (人)	246,630	249,428
児童相談所の体制	児童相談所数	1	6
	相談受付件数 (件)	7,692	4,691
	虐待相談対応件数 (件)	3,057	2,408
	職員数 (人)	122 (教育相談課11人を含む)	155
	<内訳>		
	センター所長	1	1
	副所長・室長		3
	児童相談所長		6
	課長	6	16
	係長	19	
	児童福祉司 (課長等は含めていない)	56	57
	児童心理司 (課長等は含めていない)	22	32
	その他 (児童指導員等)	18	40
	【非常勤職員数・外数】	【300】 (教育相談課205人を含む)	【82】

※福岡市こども総合相談センター事業概要 (令和5年度版)、三重県児童相談センター/児童相談所の状況 (令和5年度版) より

三重県の里親委託率の向上に資する取組（最近の3年間）

<児童相談所の職員配置（里親専任職員など）>

平成 18 年度	児童相談センターに「里親委託推進員」を配置
平成 25 年度	児童相談センターに「家庭的養護支援嘱託員」を配置 1 乳児院と 2 児童養護施設に「里親支援専門相談員」を配置
平成 26 年度	3 乳児院と 9 児童養護施設に「里親支援専門相談員」を配置
平成 27 年度	児童相談センターの「里親専任職員」を 1 名増員 北勢児童相談所に「里親専任職員」を配置
平成 29 年度	中勢児童相談所に「里親専任職員」を配置
平成 30 年度	北勢児童相談所管内の児童家庭支援センターが日本財団の助成（3 か年）により一部のフォスタリング業務を開始
令和元年度	フォスタリング機関育成支援事業（令和元年度）を南勢志摩児童相談所管内の児童家庭支援センターが受託し実施



児童相談所等	職員	人数	
		令和 2 年度	令和 6 年度
児童相談センター R6 年度 県庁へ	里親担当	2 名	2 名
	里親委託推進員	1 名	1 名
	家庭的養護支援嘱託員	1 名	1 名
北勢児童相談所	里親専任職員	1 名	2 名
	里親兼任職員	3 名	3 名
中勢児童相談所	里親専任職員	1 名	1 名
	里親兼任職員	2 名	2 名
その他の 児童相談所	里親兼任職員	2 名～3 名 (内主担当 1 名)	3 名 (内主担当 1～2 名)

<フォスタリング機関の連携>

児童相談所管内のフォスタリング機関と他の児童相談所のフォスタリング機関と連携し、児童相談所のエリアを超えた里親のマッチングを実施している。

<未委託里親への訪問>

未委託里親を訪問し、近況と委託条件の確認を行っている。レスパイト、ホームステイ、ショートステイなどの活用につなげている。

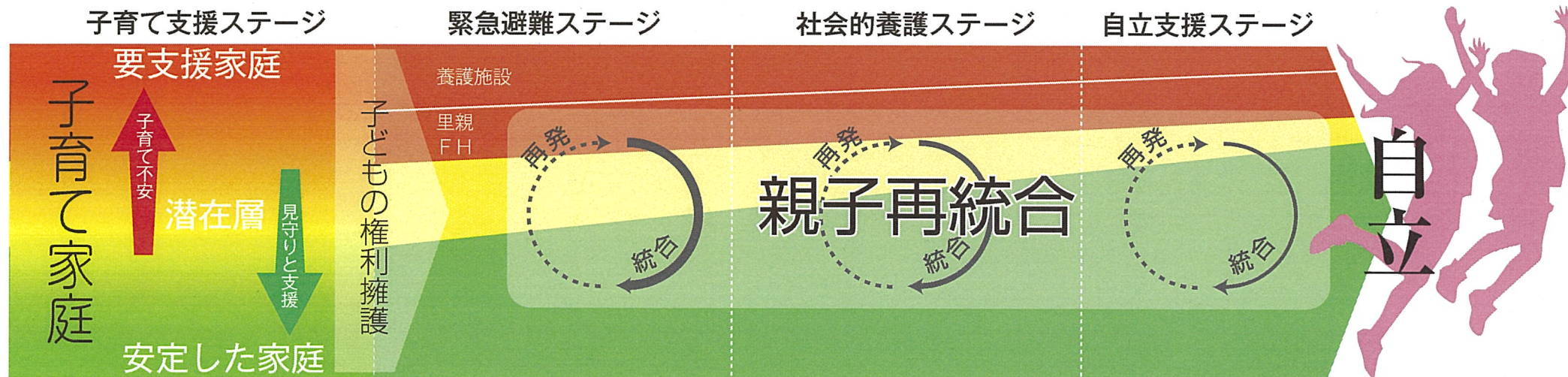
基本 理念

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

成果指標の 3本柱

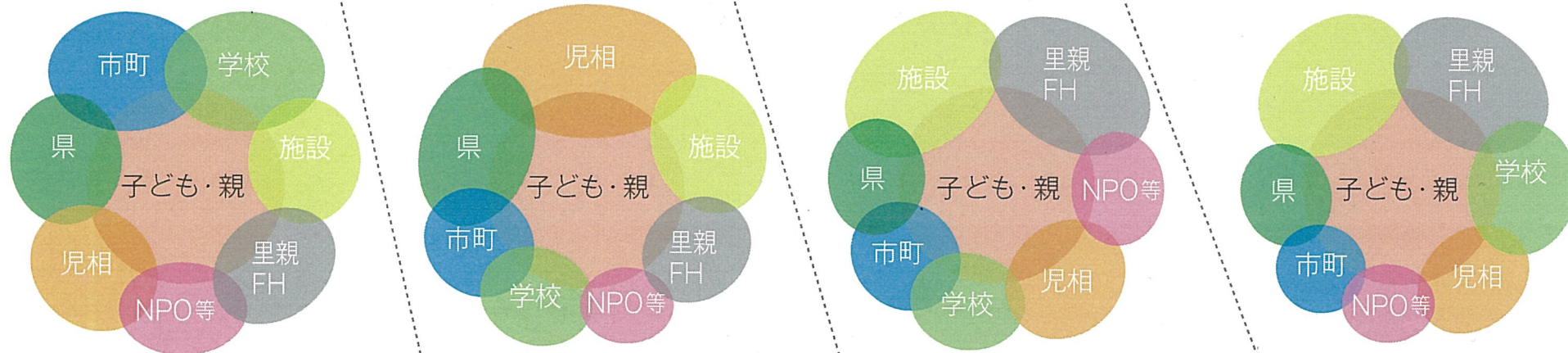
未然防止 →
親子再統合 →
自立支援 →

◆ 4つのステージによる途切れない支援



◆ 関係機関等の連携による隙間のない支援

各ステージにおける機関の役割 (連携と変化で隙間を埋める)

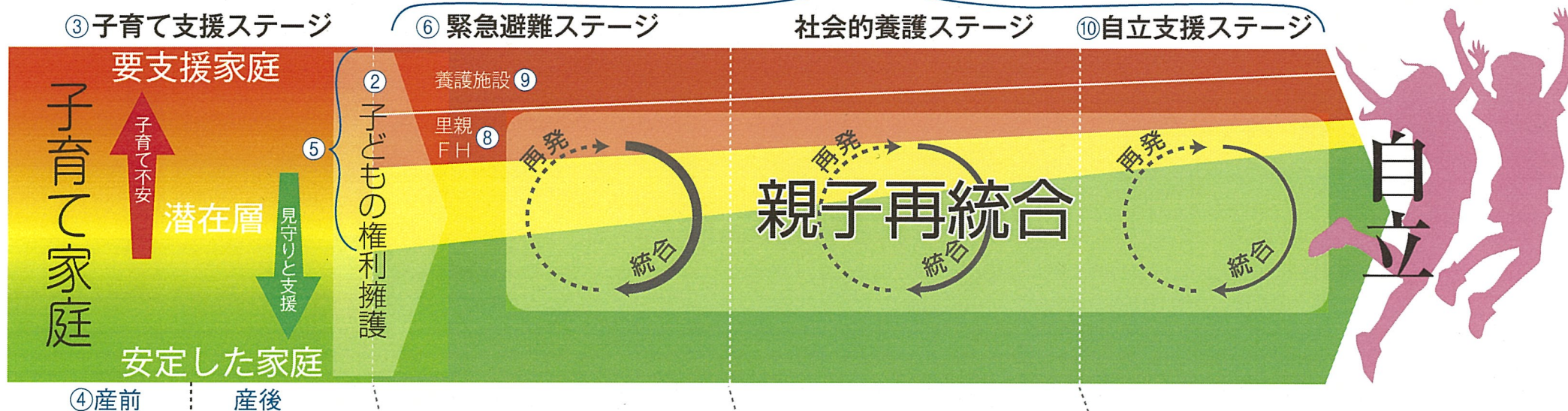


基本理念

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

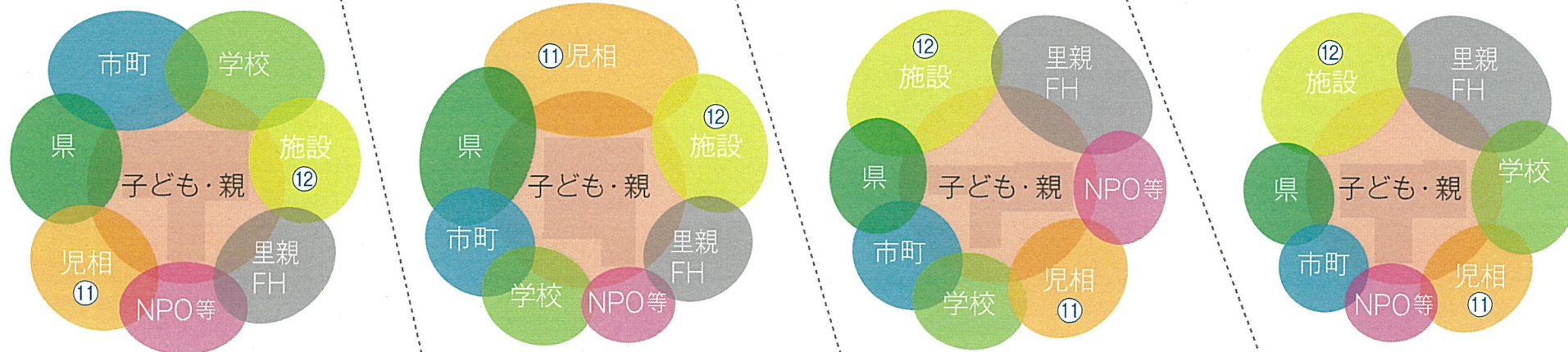
①三重県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

◆ 4つのステージによる途切れない支援



◆ 関係機関等の連携による隙間のない支援

各ステージにおける機関の役割 (連携と変化で隙間を埋める)



三重県社会的養育推進計画の骨子案（事務局案）

<総論>

1 はじめに

(1) 計画の趣旨

- 子どもを取り巻く環境の変化が激しいなかで、現行計画の取組を継続的に進める。
 - ・ コロナ禍により働き方が大きく変化し、福祉分野の雇用環境が激変している。
 - ・ 物価の高騰により、全ての物、サービス等の値上がりが続いている。
 - ・ 犯罪が巧妙化し子どものより身近に迫るなど職員の高い資質が求められている。
- 本県は、以下の取組を進めてきた。
 - ・ 平成 16 年 3 月に全国初となる「子どもを虐待から守る条例」の制定
 - ・ 平成 17 年度に児童相談センターの設置、警察官や弁護士の配置、リスクアセスメントツールの導入
 - ・ 平成 23 年 3 月には、「三重県子ども条例」の制定
 - ・ 平成 27 年 3 月には、「三重県家庭的養護推進計画」の策定
 - ・ 令和 2 年 3 月に「三重県社会的養育推進計画」の策定
〔「三重県社会的養育推進計画」の策定以降〕
 - ・ 令和 2 年 7 月に人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムの導入
 - ・ 令和 3 年度には、子どもの権利擁護コーディネーターを設置し、令和 4 年度以降、一時保護所などアドボケイターの派遣
 - ・ 令和 4 年 11 月には、警察と児童相談所と合同で立入調査等訓練の実施
- すべての子どもの権利保障が実現される社会を目指す。
- 子育て家庭の孤立を解消する。
- 児童虐待の未然防止から自立支援まで切れ目なく、隙間のない総合的な対策を講じる。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向

【基本理念】

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

- 子どもが権利の主体であることを常に念頭に置く。
- 県民すべてが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員する。
- 虐待の未然防止から社会的養護を必要とする子どもの自立支援まで、切れ目なく隙間のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖を解消する。

【基本的方向】

＜未然防止＞

- 母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を整備する。
- すべての子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図る。
- 身近な地域（市町）での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぐ。

＜緊急避難・社会的養護＞

- 子どもの安全を最優先に保護を行う。
- 迅速、的確なアセスメントを実施する。
- 虐待の再発防止を図る。
- 子どもの真意を聞き取り、権利擁護を図る。
- 社会的養育を基本とする多様な選択肢を用意する。
- 親子再統合の支援を行う。

＜自立支援＞

- リービングケア、アフターケアを充実させる。
- 生活が軌道に乗るまで支援を行う。

＜調査・研究と情報の収集と発信＞

- 課題解決に向けた調査・研究を行う。（人材の確保と育成や財源確保など）
- 子どもの権利擁護や里親制度への理解を深めるための情報収集と情報発信を行う。

2 計画の全体像【国策定要領(1)】

(1) 子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援【国策定要領(2)】

各々のステージにおいて、子どもたち自身が、自分の置かれた環境を知り、どのように考え、いかに自分の進むべき道を判断していくのか、それをサポートする人材の育成はもとより、子どもたちの理解を高める取組を進める。

【意見聴取・アドボカシー】

- 平成 30 年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト研修を行なっている。
- 平成 30 年度に一時保護所においてアドボケイトを試行的に取り組む。
- 現在、一部の児童養護施設にアドボケイトを派遣している。

【措置されている子どもの権利擁護】

- 平成 13 年度から、「子どもの権利ノート」を配付している。
- 平成 19 年度から、権利擁護プログラム「CAP プログラム」等を導入している。

- 平成 20 年度から、生（性）教育を実施している。
- 平成 30 年度から、措置児童向けの権利擁護相談専用電話を新設した。

「子どもの権利擁護手紙」の配付

【今後】

- 代替養育の措置・変更時及び継続の際、定期的に子どもの意見を確認する仕組みづくりを行う。
- 第三者機関による子どもの意見表明を保障する仕組みづくりを行う。

(2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障【国策定要領(7)】

家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントが徹底される環境づくりを進める。

また、子どもの最善の利益を実現するための一つとして、(子どもの意見・意向を丁寧に把握し尊重しながら)、親子関係再構築や特別養子縁組等に備える重層的・複合的・継続的な支援を提供できる体制を整備していく。

- ・ 子どもの意見・意向を丁寧に把握し尊重する仕組みづくり
- ・ 児童相談所の体制強化
- ・ 民間団体との協働による支援の充実
- ・ 市町における支援体制の強化と連携等
- ・ 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援

(3) 途切れのない支援

各ステージにおいて各々の関係機関によって充実した支援が提供されつつあるが、ステージが移行する段階で関係機関の支援対象から除外されてしまい、目が行き届かなくなることが想定される。支援機関が子どもに寄り添いながら支援をつないでいくような仕組みづくりが必要である。

(4) 隙間のない支援

各ステージにおける支援が必要な親・子どもに対して、関係機関の対象範囲が狭いと関係機関同士の隙間で親・子どもに支援が届かない可能性がある。そのため、各関係機関同士が連携し、守備範囲を広げ隙間を埋めることによって必要な支援が届くようになる。この関係機関同士の連携の輪をコーディネートする機能が必要である。

3 計画の評価指標・関連指標等

(1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み【国策定要領(5)】

- 相当数の潜在的需要があると推測される。
- 一方で親子分離をすることなく、在宅で生活を継続できるケースも増加している。
- 子どもの最善の利益の確保を最優先に考え、潜在的需要の顕在化が続くと想定する。

- 年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）代替養育を必要とする子ども数の見込み
 - ・ 現に入所措置又は里親等委託されている子ども数（入所措置等子ども数）の子ども数の人口に占める割合
 - ・ 潜在的需要の推移
 - ・ 社会的養護を必要とする子どもの推移

（２） 評価指標（目標設定のある指標）

国の策定要領を参考に、現行の三重県社会的養育推進計画の目標の進捗状況（進行管理）を踏まえ、3つの柱「未然防止」、「親子再統合」、「自立」に指標を設定する。その柱ごとに影響の大きい指標を抽出して、令和11年度目標値を設定して進行管理を行う。その指標の中には、本県独自の指標もあり、PDCAサイクルにより抽出された課題の解決に向けた調査・研究に資するものとする。

（３） 関連指標（目標設定のない指標）

関連指標は、本来目標を設定し進行管理を行うべきものであるが、各々の指標がどのように結果に影響を及ぼすのか見当がつかない状況である。そのため、今期の計画では、関連指標の目標を設定せず、各年度の数値管理のみを行う。例えば、子どもの意見表明などの理解度や満足度など現行計画の目標においても数値化されていない指標もあり、今期計画において数値化にチャレンジすることによって、調査・研究を深めるものもある。

（４） 評価指標と関連指標のツリー図（大分類・中分類・小分類）

評価指標と関連指標のほとんどが国の策定要領から引用されており、国が整理する事項ごとに1つずつ評価指標を抽出し、それ以外を関連指標としている。今後、国の整理事項ごとに、指標間の影響度合い、あるいは、目標への影響度合いが確認しやすいよう大分類・中分類・小分類の区分によりツリー化（見える化）する。

<各論>

4 各関係機関等の具体的な取組

（１） 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【国策定要領(3)】

① 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

【現状】

定期協議 ：体制と連携の強化に向けて必要に応じて協議の実施

アドバイザー派遣：要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）の運営に関して助言

スーパーバイザー派遣：児童家庭相談援助業務に対する助言

ブロック別研修 ：警察と教育委員会との連携強化のための事例検討会

児童相談担当職員研修：児童福祉および母子保健担当、保育所職員を対象とした研修会
情報交換会：要対協運営についての県内市町間の情報交換会を開催

その他、

要対協調整担当者研修の実施

児童福祉司相当の資格要件取得が可能な指定講習会の開催

市町と児童相談所の人事交流

【今後】

各市町に設置される「こども家庭センター」と連携し、子育て家庭への相談体制の強化を支援することにより、子育て不安に早期に対応する。

② 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

- ・家庭支援事業の必要な事業量や取組状況等の把握
- ・子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの積極的な活用
- ・幅広の活用の可能性の母子生活支援施設の体制整備・活用促進

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・県内児家センの周知と相談機能の充実
- ・市町の子ども家庭センターを整備していくなかで、児家センとの関係を整理し、連携体制の構築
- ・地域のニーズに応じた新たな児家センの設置
(児童相談所管内に複数の児家センを設置する必要がある場合は新たな児家センの整備を進める。)

- ・里親支援体制の機能の充実（フォスターリング事業の強化など）

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【国策定要領(4)】

(3) 一時保護改革に向けた取組【国策定要領(6)】

【現状】

- ・児童相談所に併設の一時保護所は県内2か所（中勢児童相談所 15 名、北勢児童相談所 20 名）
- ・一時保護専用施設の整備が、
平成29年度 2か所（津市 4名定員、四日市市 6名定員）
令和元年度 1か所（鈴鹿市 6名定員）
令和2年度 1か所（4名定員）
令和5年度 1か所（熊野市 4名定員）
一時保護の場の地域分散化が進む。
- ・職員の権利擁護に関する研修会への参加

- ・ 一時保護所におけるアドボケイトの試行的取組（平成 30 年度から継続）
- ・ 一時保護所に対する第三者評価は未実施
- ・ 子どもからの意見・評価を確認する方法（子どものアンケート等）の実施

【今後】

- ・ 委託一時保護との役割分担を進め、里親・ファミリーホームの活用
- ・ 北勢児童相談所内の一時保護所のハード面の整備（大部屋の個室整備等）
- ・ 児童福祉審議会での意見聴取の方法についての検討

（４） 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組【国策定要領(8)】

【現状】

- ・ 児童相談所における措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討
- ・ 里親等委託率は 30%前後で推移
- ・ 計画終了時（令和 11 年度）の里親等委託率の一層の上昇を目標
- ・ フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
 - i) 里親のリクルート及びアセスメント
 - ii) 里親登録前後及び委託後における里親に対する研修
 - iii) 子どもと里親家庭のマッチング
 - iv) 子どもの里親委託中における里親養育への支援
 - v) 里親委託措置解除後における支援
- ・ 県庁が中心になり、県内 6 児童相談所の里親担当、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や児童家庭支援センター、一般社団法人三重県里親会（以下、「里親会」）、NPO 法人等の関係機関と連携
- ・ 県庁に里親担当 2 名、里親委託推進員 1 名、家庭的養護支援嘱託員 1 名の合計 4 名の担当を配置し、また、児童相談所には、北勢児童相談所と中勢児童相談所に専任の里親担当と兼務の里親担当 2～3 名を、その他の児童相談所には、兼務の里親担当 1～2 名を配置

【今後】

- ・ 県内に 4 か所の里親支援センターの整備（民間フォスタリング機関の里親支援センターへの移行を推進）
- ・ 多様化する子どもとの接し方など対応が困難な子どもを受け入れる可能性も高くなりつつあり、里親等向けの研修や入所施設での実践研修など育成メニューを準備
- ・ NPO 法人や里親会と連携した里親制度の普及啓発活動の展開
- ・ ファミリーホームの稼働率を高め、受け皿として活用

【里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み】

- ① 里親等委託が必要な子ども数（策定要領に基づき再計算）
- ② 里親等委託が必要な子ども数の見込み（策定要領に基づき再計算）

里親等委託率の現状を踏まえ、現行の計画どおり、最終年度の里親委託率を
3歳未満 60%、就学前 60%、学童期以降 40%、全年齢 45%に設定

③ 里親等委託の考え方について

里親リクルートから研修、委託後の支援などを行う里親支援センターやフォス
タリング機関の体制整備を行い、丁寧に子どもとのマッチングを行う。

(5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組【国
策定要領(9)】

〔児童養護施設・乳児院〕

【現状】

- ・ 乳児院、児童養護施設は、これまで社会的養護が必要な子どもの養育の場として中心的な役割
- ・ 豊富な経験とノウハウを蓄積
- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに対応する高機能化、施設の多機能化を推進
(紀州児童相談所管内に一時保護専用施設と児童家庭支援センターを整備)
- ・ 令和6年度末までに、児童養護施設の本体施設の小規模化・地域分散化の整備は完了(ほぼ現行計画どおりに進行)

【今後】

- ・ 一時保護専用施設の設置(一時保護ができるスペースの確保)などの多機能化・機能転換を促進
- ・ 施設の高機能化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組、施設整備への支援

〔母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム〕

一人ひとりの特性に応じた最適な支援を提供できるよう役割分担と連携強化

① 母子生活支援施設

- ・ 県内に4施設(ほか1施設休止中) 入所定員は70世帯(暫定定員65世帯)
- ・ 在宅の母子家庭の安定した生活をサポートするための入所利用の促進

② 児童心理治療施設

- ・ 県内には1施設 定員は入所30人、通所10人(暫定定員7人)
- ・ 施設の機能や利用対象となる児童の特性について福祉、学校関係者等への周知
- ・ 三重県子ども心身発達医療センターをはじめとする医療機関や原籍校、地域との連携の強化

③ 児童自立支援施設

- ・ 県内には1施設 定員は入所60人(暫定定員21人)
- ・ 近年は、被虐待経験や障がい等を有するなど複合的な課題を抱えた児童の入所が増加

- ・ 施設整備計画

④ 自立援助ホーム

- ・ 県内には2施設 定員は12人
- ・ 暮らしの場の提供と大人との信頼関係を構築し社会で生き抜く力の育成
(経済的・精神的に自立できるよう支援の充実)

(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【国策定要領(10)】

【現状】

- ・ 平成29年度に県内の児童養護施設退所者を対象にアンケート調査を実施
- ・ 調査結果から、退所後も多くの方が施設職員と連絡の実態、約4割の方が初めて勤めた職場を離職の実態、行政等の各種手続や金銭管理等の習得の必要性、大学等へ進学する意識の低さの再認識
- ・ 自立支援資金貸付事業の実施(一定期間の就労を条件に返還が免除)
- ・ 就職支度費、大学進学等自立生活支度費の支給
- ・ 入所中に受給した児童手当の積み立て
- ・ 引き続き支援の必要性が高い者等に対して、22歳まで児童養護施設等で生活の場を確保し、必要な支援を行う社会的養護自立支援事業の実施
- ・ 自立援助ホーム(2か所、定員12名)
環境上の理由等により生活指導を要する児童の入所
大学等に在学中で、支援が必要な者に対して、22歳までの生活費を支援する就学者自立支援事業の実施
- ・ 施設退所児身元保証補助事業の実施
- ・ 未成年後見人支援事業の実施
- ・ 施設入所中から退所後の生活や仕事について考える機会の提供
(施設退所者を積極的に雇用する事業主や児童養護施設出身の大学生等をアドバイザーとして派遣)
- ・ 退所者が施設等へ帰省した際の宿泊等に要した経費の一部を補助
- ・ 三重県児童養護施設協会により高校生交流会や自立を励ます会の実施
- ・ 自立支援にあたる専任職員を配置するなど施設内における入所中から退所後までの相談支援体制の整備

【今後】

- ・ 社会的養護が必要な児童の自立支援に理解のある企業やNPO法人等による就労支援のネットワークづくり
- ・ 退所後の支援体制を充実させるため、施設外における支援拠点の設置の検討

(7) 児童相談所の強化等に向けた取組【国策定要領(11)】

○ 児童相談所における人材確保・育成に向けた取組

<児童虐待相談対応件数の推移>

年度	R1	R2	R3	R4	R5
全国	193,780	205,044	207,660	219,170 (速報値)	
三重県	2,229	2,315	2,147	2,408 (速報値)	
前年度比	107.5%	103.9%	92.7%	112.2%	

<これまでの児童相談所の体制強化の経緯>

年 度	内 容
平成 13 年度	虐待対応のため北勢児童相談所と中勢児童相談所には専任の保健師を配置し、その他の児童相談所には兼任の保健師を配置
平成 17 年度	平成 16 年度の児童福祉法改正を受け、県内の児童相談所を統合した児童相談センターを設置(中央児童相談所の中央機能、市町の体制強化、人材育成、里親推進、他都道府県との連絡調整等を担う。)
平成 24 年度	児童福祉法等の法改正に合わせて必須研修や市町への研修を強化
平成 25 年度	法的対応力及び介入型支援を強化するため児童相談センターに弁護士(非常勤)及び警察官を配置
平成 26 年度	平成 24 年度の2件の乳児の虐待死亡事例の発生を受け、アセスメントツールを開発し運用開始
平成 30 年度	三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部および県の四者で「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結し、連携を強化
令和元年度	北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の課を独立させ、県内では 39 年ぶりの新設となる鈴鹿児童相談所を設置。県内6児童相談所体制となる。 AIを活用した児童虐待対応支援システムの実証実験開始(2児相)
令和 2 年度	AIを活用した児童虐待対応支援システムの全児相で導入
令和 5 年度	児童相談センターの業務を県庁に一元化し、児童相談センターを廃止

<令和 6 年度の基準数と職員数 >

(人)

	児童福祉司	スーパーバイザー	児童心理司
配置基準数	87	16	42
現員数	86	19	32

【今後】

- ・ 令和6年度策定の三重県児童相談所職員人材育成計画(仮称)による児童虐待等に対応する職員の資質の向上
 - ・ AI等先端技術の活用によるより高度な児童相談体制の構築
- (8) 障害児入所施設における支援【国策定要領(12)】

5 検討すべき課題

(1) 現在の課題

- 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み(潜在的な需要)
 - ・ 潜在的であるが故に潜在的な需要を測る具体的なデータがない。
 - ・ 教育や保育の現場などと連携・協力することにより基礎的なデータの取得
 - ・ 次期計画の根拠数値とするための調査の実施
- 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発
 - ・ 現在実施している子どもを対象としたアンケートの調査内容(満足度・理解度)
 - ・ 関係した職員を対象としたアンケートの実施(効果測定・課題抽出)
 - ・ 処置解除後の子どもを対象としたアンケートの実施(効果測定・課題抽出)
- 子どもの自立のための戦略(失敗しても再チャレンジできる環境)
 - ・ 失敗を繰り返さないための支援者による支援(ネットワークづくり)
 - ・ 様々な支援制度の活用法
 - ・ 社会人としてのマナーなどコミュニケーション能力
- 人材の確保と人材の育成
 - ・ 働き方が激変し、福祉分野の人材確保が難しい。
 - ・ 施設などの職場環境の改善、処遇の改善など雇用環境の再整備
 - ・ 里親希望者、委託前の里親など里親の実践的研修と連携した人材の確保と育成
 - ・ 例えば、採用後の研修や職員住宅の確保など共通する課題を共同で検討
- 支援のための財源の確保
 - ・ 子育て支援に係る財源確保策の検討
(ふるさと納税、企業版ふるさと納税、企業からの寄付金など)

(2) PDCA サイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

- 多数の評価指標やそれに伴う関連指標について、PDCA サイクルにより調査・分析し、課題を抽出する。
- 抽出された課題について、専門家などに相談しつつ検討を深める。

6 課題解決に向けた調査・研究と情報の収集と発信

(1) 課題解決のための調査・研究に関する関係機関等の連携・協力

5の検討すべき課題の解決のために必要となるデータを調査・分析し、研究を深めることが求められる。調査・研究を実施する際に、調査研究機関はもとより、子どもが生活する現場である施設や学校などと連携・協力する必要がある。

(2) 課題解決に向けた情報収集と関係者への情報発信

全国の成功事例や成果のあった事例、あるいは、研究発表、地域の活動報告など有益な情報を収集し、本県の実情に応じた課題解決のヒントを探求する。それと同時に関係者への情報発信をこまめに行うことによって、更なる連携強化につながる。

<参考資料>

データ集（算出根拠資料）

「未然防止」に係る評価指標と関連指標ツリー図(事務局案)

		令和11年度 目標値
大分類		

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））	
-----	--	--

小分類	・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数
	・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）
	・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度
	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

中分類	・こども家庭センターの設置数	29
-----	----------------	----

小分類	・こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
	・都道府県と市区町村との人材交流の実施状況
	・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

中分類	・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	29
-----	--------------------------------------	----

小分類	・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数
-----	--

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

中分類	・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）	60
-----	--------------------------------------	----

小分類	・児童家庭支援センターの設置数
	・市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

中分類	・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	
-----	--------------------	--

小分類	・助産施設の設置数
	・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

「親子再統合」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

		令和11年度 目標値
大分類		

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））	
-----	--	--

小分類	・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 ・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか） ・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度 ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度 ・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数 ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無
-----	---

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

中分類	・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）	60
-----	--------------------------------------	----

小分類	・児童家庭支援センターの設置数 ・市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数
-----	---

(6) 一時保護改革に向けた取組

中分類	・一時保護施設の平均入所日数	18.7日
-----	----------------	-------

小分類	・一時保護施設の定員数 ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数） ・一時保護施設の平均入所率
-----	---

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

中分類	・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	
-----	------------------------------------	--

小分類	・こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にやって長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）
-----	---

「親子再統合」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

② 親子関係再構築に向けた取組

中分類	・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況	6
-----	--	---

小分類	・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
	・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
	・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
	・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

中分類	・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	20名
-----	-----------------------------	-----

小分類	・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
	・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
	・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
	・里親支援センターやフォostリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
	・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

中分類	・3歳未満の里親等委託率	
	・3歳以上の就学前の里親等委託率	60.0%
	・学童期以降の里親等委託率	60.0%
	・全体の里親等委託率	40.0%
	・登録率	45.0%
	・稼働率	—

小分類	・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数
	・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
	・里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）
	・里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

中分類	・里親支援センターの設置数、民間への委託数	4施設
-----	-----------------------	-----

小分類	・民間フォostリング機関の設置数
	・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

「親子再統合」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

中分類	・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	28施設
-----	-------------------------------	------

小分類	・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
	・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
	・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
	・一時保護専用施設の整備施設数
	・児童家庭支援センターの設置施設数
	・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
	・妊産婦等生活援助事業の実施施設数

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

中分類	・児童福祉司、児童心理司の配置数	
-----	------------------	--

小分類	・児童相談所の管轄人口
	・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
	・市町村支援児童福祉司の配置数
	・児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数
	・児童福祉司スーパーバイザーの配置数
	・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
	・保健師の配置数
	・弁護士（常勤・非常勤の内訳を含めて）の配置数
	・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
	・専門職採用者数（割合）

「自立」に係る評価指標と関連指標ツリー図（事務局案）

		令和11年度 目標値
大分類		

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

中分類	・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））	
-----	--	--

小分類	・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
	・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）
	・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度
	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

中分類	・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1箇所
-----	----------------------	-----

小分類	・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
	・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

中分類	・児童福祉司、児童心理司の配置数	
-----	------------------	--

小分類	・児童相談所の管轄人口
	・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
	・市町村支援児童福祉司の配置数
	・児童福祉司スーパーバイザーの配置数
	・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
	・保健師の配置数
	・弁護士配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
	・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
	・専門職採用者数（割合）

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標		指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年5月時点	目標値 設定有無	令和11年度 目標値	目標値の根拠（計算式）
(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等										
未然防止、親子再統合、自立の共通指標	・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	○		県が実施するCAPプログラムの実施回数・参加者数	関係職員 2回 41人 こども 8回 169人	関係職員 2回 44人 こども 10回 184人	—	—	—	—
	・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））	○		アドボケイト派遣事業の実績【民間委託】	一時保護所の 児童（派遣時 在籍全児童）	一時保護所、 児童養護施設 （1施設）、一 時保護専用施 設への入所児 童	—	○	一時保護 所、児童養 護施設、乳 児院、児童 自立支援施 設、児童心 理治療施 設、ファミ リーホーム、 委託里親に 派遣された 割合	令和4年改正児童福祉法により意見聴取等の措置を講ずることが義務付けられており、すべての措置児童が意見表明支援を受けられる環境を整える必要がある。
	・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	×		子どもに対するアンケートはあるが、認知度・利用度・満足度を調査対象としていない。（理解度はある）	—	—	—	—	—	—
	・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	×		措置時に説明しているが理解度を図るものはない	—	—	—	—	—	—
	・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度	×		県のアドボカシー派遣事業の参加人数（子どもに対するアンケートより）意見表明ができる子どもの割合や満足度は調査していない。	120人	204人	—	—	—	—
	・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数	×		専門部会又は権利擁護機関の設置検討が必要	—	—	—	—	—	—
	・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	×		検討会設置ごとに検討が必要	—	—	—	—	—	—
(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組										
① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組										
未然防止 （潜在的需要）	・こども家庭センターの設置数	○		こども家庭センターの設置数	0	2	15	○	29	三重県内の全市町に1か所
	・こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	○		県主催の市町等を対象とした研修・会議の市町職員参加数（市町児童福祉主管課、母子保健主管課等）	189	219	—	—	—	—
	・都道府県と市区町村との人材交流の実施状況	○		人事交流の実施人数（児童相談所名簿より抜粋/子ども福祉総務課への照会による）	1	1	1	—	—	—
	・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	○		サポートプラン数（市町への照会による）	0	591	903	—	—	—

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標		指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年5月時点	目標値設定有無	令和11年度目標値	目標値の根拠（計算式）
② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組										
未然防止 (潜在的需要)	・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率	2	×	家庭支援事業の達成率100%以上の実施市町村数	調査中	調査中	調査中	○	29	三重県内の全市町で確保できる状態
	・ 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数		○	委託された里親数、ファミリーホーム数、児童家庭支援センター数の合計 (国による実施状況調査による)	6施設 里親5 FH1	6施設 里親4 FH2	—	—	—	—
③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組										
未然防止と親子再統合の共通指標	・ 児童家庭支援センターの設置数	3	○	認可施設数	6	6	7	—	—	—
	・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）		○	在宅指導委託件数と割合 (児童家庭支援センターの実績報告書による)	15 (62.5%)	22 (84.6%)	—	○	60	各児童相談所管内で10件
	・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数		○	委託された児童家庭支援センター数 (児童家庭支援センターの実績報告書による)	0	0	1	—	—	—
(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組										
未然防止 (潜在的需要)	・ 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	3	○	妊産婦等生活援助事業の実施事業数 【R6年度新規事業(安心こども基金活用)】	0	0	—	○	—	—
	・ 助産施設の設置数		○	助産施設の設置数 (家庭福祉・施設整備課)	8	8	8	—	—	—
	・ 特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数		○	県主催の市町等を対象とした研修・会議の市町職員参加数（市町児童福祉主管課、母子保健主管課等）	189	219	—	—	—	—
(6) 一時保護改革に向けた取組										
親子再統合	・ 一時保護施設の定員数	6	○	一時保護施設の定員数	中勢:15人 北勢:20人	中勢:15人 北勢:20人	中勢:15人 北勢:20人	—	—	—
	・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数		○	一時保護実施特別加算の対象施設数 (一時保護専用施設)	4	4	5	—	—	—
	・ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数		○	一時保護施設職員向け研修	—	1回 6名	—	—	—	—
	・ 第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）		○	第三者評価実施一時保護施設数と割合	0 0%	0 0%	0 0%	—	—	—
	・ 一時保護施設の平均入所日数		○	延べ日数÷延べ人数	22.3日	25.8日	—	○	18.7日	過去10年間の最小数値
	・ 一時保護施設の平均入所率		○	年間利用児童の日数÷（一保定員×日数）	60.20%	66.20%	61.10%	—	—	—
(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組										
① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組										
親子再統合	・ 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間	2	○	措置児童の平均措置期間（※小数点以下及び日数は切り捨て）	4年8ヶ月	4年10ヶ月	—	○	—	—
	・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）		×	専門チームや担当係の設置数 (現時点で体制整備できていない)	—	—	—	—	—	—
② 親子関係再構築に向けた取組										
	・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	5	○	R6年度から開始の県の親子再統合支援事業による個別カウンセリング数	0件	0件	0件	—	—	—
	・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況		○	児童相談所内の専任職員数と専門チーム数	0	0	0	○	6	各児相に1名、親子関係再構築支援の専任職員を配置する
	・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数		○	保護者対応の職員研修の実施回数と受講者数	2回 15人	3回 56人	—	—	—	—

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標		指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年5月 時点	目標値 設定有無	令和11年度 目標値	目標値の根拠（計算式）	
親子再統合	・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数		×	CPAのライセンス取得数 （陽気会からの情報による）	調査中	調査中	—	—	—	—	
	・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数		○	児童家庭支援センターへの新規指導委託件数【福祉行政報告例45表】 そのうち、保護者支援プログラムの委託数	6件 0件	11件 0件	3件 0件	—	—	—	
③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組											
親子再統合	・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	6	○	特別養子縁組数（里親委託の統計による）	4件	2件	0件	—	—	—	
	・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数		○	特別養子縁組数（児童相談支援課で把握）	0件	1件	0件	—	—	—	
	・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数		○	特別養子適格の確認の審判の申立件数 （各児童相談所への照会による）	0件	1件	0件	—	—	—	
	・里親支援センターやフォostリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数		○	養子縁組里親登録に係る相談件数	77件	91件	1件	—	—	—	
	・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数		○	家庭的養護促進協会主催の研修参加者数 （当該年度における里親担当職員の研修参加累積数）	5人	7人	—	○	20名	里親担当職員数20名全員が研修を受講する状態	
	・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無		×	民間あっせん機関数 （現在、県内に設置なし）	—	—	—	—	—	—	
(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組											
① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等											
親子再統合	・3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	5	○	里親等委託率 3歳未満	32.4%	35.1%	—	○	60.0% 60.0% 40.0% 45.0%	里親等委託率は、現行計画の数値目標と同一	
	3歳以上就学前			34.1%	35.6%						
	学童期以降			29.0%	28.0%						
	全体		30.1%	29.7%							
	登録率		102.2%	108.7%	—						
	稼働率		29.5%	27.4%	—						
	○		<養育里親>里親登録(認定)数	253件	254件	252件	—	—	—		
			新規里親登録(認定)数	18件	19件	1件					
			委託里親数	68件	67件	73件					
			委託こども数	81人	77人	77人					
			<親族里親>里親登録(認定)数	19件	21件	22件					
			新規里親登録(認定)数	5件	5件	0件					
			委託里親数	19件	21件	22件					
			委託こども数	27人	29人	31人					
			<養子縁組里親>里親登録(認定)数	77件	91件	92件					
			新規里親登録(認定)数	12件	17件	1件					
			委託里親数	3件	0件	0件					
			委託こども数	3人	0人	0人					
	○		<専門里親>里親登録(認定)数	22件	22件	22件	—	—	—		
			新規里親登録(認定)数	1件	0件	0件					
			委託里親数	12件	11件	12件					
			委託こども数	14人	14人	13人					
			<全体数> 里親登録(認定)数	371件	388件	388件					
新規里親登録(認定)数	36件	41件	2件								
委託里親数	102件	99件	107件								
委託こども数	125人	120人	121人								

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標		指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年5月時点	目標値 設定有無	令和11年度 目標値	目標値の根拠（計算式）
	・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数		○	<ファミリーホーム> 設置数 新規設置数 委託こども数	6施設 0施設 19人	6施設 0施設 18人	6施設 0施設 16人	—	—	—
	・里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）		○	・里親登録に対する委託里親の割合 （年間に1回でも委託のあった里親数）	27.7% 年度中に開始 解除されたもの1件	26.0% 年度中に開始 解除されたもの1件	28.0%	—	—	—
	・里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数		○	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 里親審査・施設機能強化部会の開催数	5回	5回	—	—	—	—
② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組										
親子再統合	・里親支援センターの設置数、民間への委託数	3	○	里親支援センター設置数	—	—	0件	○	4件	現フォスタリング機関の里親支援センターへの移行
	・民間フォスタリング機関の設置数		○	民間フォスタリング機関設置数	3件	4件	4件	—	—	—
	・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数		○	必須研修以外の研修の実施回数と受講者数 （各フォスタリング機関実績報告による）	5回 延122人	5回 延91人	0回 0人	—	—	—
(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組										
② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組										
親子再統合	・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	8	○	地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアを有する施設数と入所児童数	9施設 75人	9施設 82人	—	—	—	—
	・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数		○	加算分保護単価の設定があった施設数、加算職員数【児童養護施設、乳児院】	13施設 36人	13施設 37人	—	—	—	—
	・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数		○	施設機能強化推進費の認定施設数 【児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設】	3施設	3施設	—	—	—	—
	・一時保護専用施設の整備施設数		○	一時保護実施特別加算の対象施設数 【一時保護専用施設】	4施設	4施設	5施設	—	—	現行計画では令和11年度 8施設
	・児童家庭支援センターの設置施設数		○	認可施設数	6施設	6施設	7施設	—	—	—
	・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数		○	里親支援センター設置数 フォスタリング事業委託事業者数	0施設 3施設	0施設 4施設	0施設 4施設	—	—	(8)-②において評価指標
	・妊産婦等生活援助事業の実施施設数		○	妊産婦等生活援助事業の実施事業数 【R6年度新規事業(安心こども基金活用)】	—	—	0施設	—	—	—

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標		指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年5月 時点	目標値 設定有無	令和11年度 目標値	目標値の根拠（計算式）
00 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組	3	○	子育て短期支援事業 養育支援訪問事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 （児童相談支援課から対象施設へ照会）	—	—	14施設 3施設 1施設 1施設	○	28施設	県内では施設の小規模や地域分散化は進んでおり、今後は要支援家庭への在宅支援において特に重要な役割を担うことが期待されることから、全施設が委託されている子育て短期支援事業に加えて、各施設において最低もう1事業が委託されることを目標にする。 児童養護施設+乳児院 14施設×2事業
	・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）		○							
	・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）		○	児童自立生活援助事業の届出数、入居人数 （各年度末時点） 【Ⅰ型】 【Ⅱ型】 【Ⅲ型】	2箇所 5人 —	2箇所 6人 —	2箇所 9人 0箇所 0人 8箇所 8人	—	—	—
	・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数		○	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数 （児童相談支援課で把握）	0箇所	0箇所	0箇所	○	1箇所	令和4年改正児童福祉法により都道府県の業務として位置づけられており、自立支援拠点の整備を進めていく必要がある。
01 児童相談所の強化等に向けた取組	・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況	10	○	自立支援協議会の設置	未整備	未整備	未整備	—	—	
	・児童相談所の管轄人口		○	北勢児童相談所管内 鈴鹿児童相談所管内 中勢児童相談所管内 南勢志摩児童相談所管内 伊賀児童相談所管内 紀州児童相談所管内 （県のHPより：各地域毎年減少）合計	582,625人 243,038人 472,147人 222,515人 161,604人 62,866人 1,744,795人	581,303人 241,907人 469,019人 218,802人 159,467人 61,365人 1,731,863人	578,220人 240,850人 464,979人 215,150人 157,468人 59,950人 1,716,617人	—	—	—
	・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）		○	第三者評価実施児童相談所数	0	0	0	—	—	—
	・児童福祉司、児童心理司の配置数		○	児童相談所内 児童福祉司数 児童心理司数	74人 29人	72人 34人	74人 33人	○	—	配置基準
親子再統合と自立の共通指標	・市町村支援児童福祉司の配置数	10	○	市町村支援児童福祉司の配置数	0	0	0	—	—	—
	・児童福祉司スーパーバイザーの配置数		○	児童福祉司スーパーバイザーの配置数	8	15	20	—	—	—
	・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		○	医師の配置数 常勤 非常勤	1名 2名	1名 2名	1名 2名	—	—	—
	・保健師の配置数		○	保健師の配置数	8名 （内5名兼務）	8名 （内5名兼務）	8名 （内5名兼務）	—	—	—
	・弁護士（常勤・非常勤の内訳を含めて）		○	弁護士の配置数	非常勤1名	非常勤1名	非常勤3名	—	—	—
	・子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、子ども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数		○	児童福祉司任用後研修	22人	16人	—	—	—	—
	・専門職採用者数（割合）		○	採用者数 福祉技術 児童福祉 心理判定	5人 7人 6人	6人 4人 3人	—	—	—	—
02 障害児入所施設における支援										
		67								